

### 3.国内外における教育・研究交流

#### A.文学研究科

##### A-1.英文学専攻

###### a.国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

###### 現状の説明

本専攻にとって、国外の英語圏の大学院との国際交流はまだ具体的・明確化の状況ではない。その基本方針は学部レベルに準ずる。もっとも、大学院の担当教員や学生の個人のレベルにおいて、本専攻の学問の性格上、英米をはじめ英語圏への研修・留学の経験者は多く、また未経験者でも近い将来その計画を立てているのが現状である。

###### 点検・評価 長所と問題点

英米の学問を研究対象とする本専攻にとって、国際交流が学部には極めて遅れを取っていることは遺憾であり、*たが*個人のレベルにとどめるべきではない。

###### 将来の改善・改革に向けての方策

本学の国際センターの協力を仰ぎ、連携しながら、英米の大学院との交流、協定の締結等に早急に取り組むべきである。

###### b.国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

###### 現状の説明

現状は、大学院、研究科全体としてではなく、教員、学生共に、個人的レベルの交流が行われているにすぎない。コミュニケーション学では、担当の2名の教員によって個人的な国際レベルの学会出席や研究発表を通して教育研究交流が緊密に行われている。学生個人のレベルでは、今までにロータリー奨学金等を受給して英語圏の大学院に留学したかなりの数の経験者が、国際レベルでの教育研究交流の緊密化に一役買っている。

###### 点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

で述べたコミュニケーション学における措置は適切であり、高く評価されてよい。他の分野は未開拓と言える。本専攻の場合、コミュニケーション学以外で、英語を母語とし、国際レベルで研究活動をしている講師を迎えることができれば、それによって国際レベルでの教育研究交流の糸口をつかむことが可能になるであろう。同時に、本専攻として、そして可能な限り大学院全体として、学生が積極的に海外留学の機会を持てるように、英米のみならず、英語圏の大学・大学院と学生交換、教授交換の協定を締結すべきである。

##### A-2.フランス文学専攻

###### a.国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

###### 現状の説明

フランス文学専攻で国際化と言えば、現在のところ、学生の大半が既にフランス留学を経験している、あるいは、海外の大学院に留学した大学院生については学部の「外国の大学に留学する学生の取り扱いに関する内規」が準用され、10単位まで単位換算が許されているというレベルでしか語れない。残念な

がら、国際化への対応と国際交流の推進についての基本方針は存在しない。

#### 点検・評価 長所と問題点

現状では低い評価しか出せないが、実は学部レベルで行われているフランスのスタンダード=グルノーブル第3大学及びエクス=マルセイユ法経理大学との交流において、フランスから西南学院大学に送られてくる学生の大半は大学院レベルの学生である。ただし、これらのフランス人学生は西南学院大学留学生別科で学んでおり、大学院には全く関係がない。

#### 将来の改善 改革に向けての方策

いずれにせよ、学部レベルでは、スタンダード=グルノーブル第3大学及びエクス=マルセイユ法経理大学との交流は安定した成果を上げており、また、博士後期課程の学生あるいは修了者がスタンダード=グルノーブル第3大学の大学院に留学する例も多いことから、今後はこれらの大学との交流を大学院レベルに拡大することを検討していく。

### b.国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

#### 現状の説明

フランス文学専攻の学生が個人的に留学する、あるいは、たまたまフランスの大学の研究者を招いて集中講義をしたり、講演会や研究会を開いたりするというレベルにとどまっている。

#### 点検・評価 長所と問題点

の現状では、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置に関して、高い評価を与えることはできない。

#### 将来の改善 改革に向けての方策

スタンダード=グルノーブル第3大学との交流を大学院レベルに拡大するという方向に、わずかな希望があると考えられる。いずれにせよ、このような交流計画には全学的な合意が必要であり、フランス文学専攻が単独で動くことはありえない。

## A - 3 . 国際文化専攻

### a.国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

#### 現状の説明

本学は、学部では国際関係を対象とした学科・専攻を備え、国際交流を積極的に推進している大学として評価されている。しかしながら、教員にせよ留学生にせよ、これらの交換交流制度は基本的に学部が対象になっており、大学院をも包括する制度とすることが望ましかろう。こうした現状であるが、教員に関しては在外研究制度があり、カリキュラム編成に支障がない限り、この制度の活用を積極的に奨励している。

#### 点検・評価 長所と問題点

本学とアメリカのベイラー大学、また中国の吉林大学との間には交互に交換教授を派遣している。吉林大学とは、交換研究員も相互に派遣している。本専攻に属する教員も、これらの交換教員の派遣や在外研究制度の活用、科学研究費を利用した海外調査への参加、国内研修制度や休暇を利用して自主的な海外研修の実践等、国際交流を推進している。その実施に1年間を要するものについては、大学院

における授業時間と考え合わせ、初年度の後期と次年度の前期を組み合わせた1年間での実施を働きかけ実行している。学生の場合は、事情が異なる。殊に博士前期課程の学生は、指導教授が開講する通年4単位の演習を受講しなければならず、この制約のもとでの海外留学は留年を意味する。実際、これまでの留学は休学のうで実施しており、国際化への対応と国際交流の推進を目的として開設された本専攻には、根底を否定しかねない状況になっている。

#### 将来の改善・改革に向けての方策

教員に関しては、本専攻と言うよりも、大学院全体の問題として改善・改革を進める課題であり、その検討の必要性を訴えていきたい。学生の場合は深刻で、少しでも留学の機会を増やせるように、本専攻は2002年度から演習を完全2単位化することになっている(特殊講義と社会文化研究実習は従来から2単位)。反面、留学で修得した単位は10単位まで認められるが、学内互換8単位と併用すると18単位となり本専攻の理念・目的を教育するには不十分となるから、併用の場合の制限を検討する必要がある。

#### b. 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

##### 現状の説明

前述のように、大学院ではまだ交換留学制度が整っておらず、単位の互換制度が設けられていない。しかしながら、交換教授・交換研究員・客員教授・客員研究員等として、教員が公的私的に個人レベルで教育研究交流を実践してきており、下地は十分にできている。

##### 点検・評価 長所と問題点

留学は、学生各自の研究課題の内容を深めるのみならず、異文化を体験すること自体にも大きな意義があり、それは本専攻の目的からして望ましいことである。実際、中国やアメリカ、タイ等へ留学した学生、進学以前に海外生活を体験した社会人学生等の体験談が、国際化への対応や国際交流の推進への意欲を活性化するうえで、大きな役割を果たしている。こうした体験を評価するシステムが構築されていない点は、留学への意欲を削ぎかねない。単位認定の道を早急に開拓すべきであろう。

#### 将来の改善・改革に向けての方策

現状では、演習の完全2単位化以外に、有効な方策は考えられていない。

### B. 経営学研究科

#### a. 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

##### 現状の説明

大学自体のネットワークとして、アメリカは姉妹校であるベイラー大学、フランスは福岡市の姉妹都市にあるボルドー・スクール・オブ・マネジメントと国際交流を推進すると共に、九州、福岡の地域性を考慮して、中国の吉林大学、韓国の慶星大学校と国際交流を推進している。

##### 点検・評価 長所と問題点

国際交流は推進しているが、開講科目が4単位の通年完結であるだけに、例外として超法規的な措置を講じて、容易には派遣できない状況にある。また、経営学研究科としての基本方針を明確にしなければならない。国際交流自体がより進展しているだけに、基本方針の明確化の状況となると、更なる工夫が必要であると思われる。

#### 将来の改善 改革に向けての方策

国際交流を容易に実施できるように、半期完結、2単位の簡易 Semester 制を導入することになっている。しかし、積極的に推進するためには、基本方針をより明確にして、例えば、国際交流の期間を短縮すること、短期研修としての夏期講座を利用することも考慮しなければならない。

#### b. 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

##### 現状の説明

大学自体のネットワークによって緊密化されるばかりでなく、経営学研究科の教員独自のネットワークによっても緊密化されている。むしろ、教員独自のネットワークによって、国際レベルでの教育研究交流が緊密化されている傾向にある。例えば、夏季休暇を利用した中国及び韓国との教育研究交流である。

##### 点検・評価 長所と問題点

まだテストパターンの状況にはあるが、基本方針をより明確にして、例えば、夏季休暇を利用することを考慮するならば、より緊密化されるにちがいない。しかし、教員独自のネットワークに依存することになるので、時間的、経済的に私的な負担も覚悟しなければならない。教育研究交流自体もより進展しているだけに、措置の適切性からすると、更なる工夫が必要であると思われる。

#### 将来の改善 改革に向けての方策

国際レベルでの教育研究交流は、大学院たる経営学研究科にとっても、怠ってはならない課題である。経営学研究科における組織的な取り組みが必要である。現状を踏まえて模索している。

### C. 経済学研究科

#### a. 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

##### 現状の説明

学部で基本方針が出され、大学院はそれに準拠することになっている。現在、大学全体の国際交流方針は明確に出されており、それに則って交流がなされているが、現在までのところでは、学部段階の交流にとどまっており、大学院としての独自の交流実績はない。

##### 点検・評価 長所と問題点

2年間の修士課程しか持たず、また院生の数も少なかったため、これまでのところ、交流実績はなかった。定員が毎年充足され、博士課程も持つようになれば、大学院レベルの国際交流に真剣に取り組む必要が出てくるだろう。

#### 将来の改善 改革に向けての方策

現状では、實際上やや困難な面もあるが、たとえ2年間の修士課程だけであったとしても、今後、院生の派遣等に前向きに取り組んでいきたい。

#### b. 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

##### 現状の説明

大学全体としての国際交流計画の枠の中で実施されており、大学院独自の組織的取り組みはない。個別の教員独自のネットワークとしては、それぞれの教員の研究の中で遂行されており、その中で指導を受けている院生が外国大学に留学(ないし短期研修)することは行われている。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

今後、組織的な取り組みの可能性について検討する必要はあるが、当面、既存の国際交流計画の中で、派遣可能な院生を生み出すことに努力目標を置きたい。

#### D. 法学研究科

##### a. 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

###### 現状の説明

法学研究科が独自の国際交流の推進に関する基本方針を樹立しているわけではなく、大学のそれにしがっているにすぎない。実態として、本研究科においては、2000年度は、4名（アメリカ人1名、韓国人1名、ロシア人2名）の外国人教員が担当した。他方、国際交流協定に基づく交流は学部中心であり、国際交流協定に基づき本研究科が留学生を受け入れ、また本研究科から留学生として派遣したことはない。教員については、国際交流協定に基づき過去数年間に、姉妹校であるアメリカのペイラー大学に1名派遣されロー・スクールでの講義を担当した例や、本学で受け入れた外国人研究者が臨時に大学院で教鞭をとる機会があったにすぎない。また、法学部の集中講義のために外国から招聘した研究者及び国際交流基金に基づき本学に研究のため1年間来学した研究者が、同様に臨時に大学院で教鞭をとったこともある。国際化に対応するカリキュラムの編成は、特に制度的には行ってきておらず、各担当者の創意工夫にまかされている。ただし、本研究科には国際関係科目（国際公法、国際私法、国際政治経済）を担当者が比較的揃っているため、結果的には対応できていると史料できる。

###### 点検・評価 長所と問題点

本研究科は、基本的には、大学の国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針に沿って運営されているが、国際交流協定に基づく学生や教員の交換は学部中心であり、留学生の受け入れや本研究科からの院生の海外への派遣に消極的であり、また、国際化に対応するカリキュラムの制度的な編成にも消極的であった。しかし、大学院担当の外国人教員を4名抱えていたことは、国際化に対応する体力を一部擁していたといえる。国際化に対応する研究プロジェクトの実施や研究会の開催等は、これまで本研究科においては制度的に実施されてきていない。各教員が個別的にそれぞれの資格において実施し、参加してきたにすぎない。

###### 将来の改善・改革に向けての方策

大学院は学部とは異なり、高度な学術教育を通じて専門的な研究者を養成し、専門職業人を育成することを旨とするため、国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針は大学院の目的に沿った独自のものを樹立し、実施する必要があると思われる。しかし、その際、現在検討中の法科大学院との関係を明確にしつつ、本研究科の将来像の検討を前提にする必要がある。一般的には、日本の国際化の状況下において、外国人の日本法及び日本人の外国法に対する関心は高まり、また国際関係法に対する関心は高まっているので、そのようなニーズに対応する形での、国際交流協定に基づく学生や教員の交換、留学生の受け入れ、カリキュラムの編成及び研究体制（プロジェクト、研究会等）の整備が求められるであろう。本研究科が、このような課題の検討に早急に着手することが求められる。

##### b. 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

###### 現状の説明

既に述べたように、本研究科は、基本的には、大学の国際化への対応と国際交流の推進に関する基

本方針に沿って運営されており、国際レベルでの教育研究交流についても、国際交流協定に基づき過去数年間に、姉妹校であるアメリカのベイラー大学に1名派遣されたにすぎない。その他の分野では、各教員が個別的にそれぞれの資格において、またそれぞれの財源を確保して実施しているにすぎない。

#### 点検・評価 長所と問題点

国際化に対応する研究プロジェクトの実施や研究会の開催等は、これまで本研究科においては制度的に実施されてきていない。また、本研究科は、独自に、また定常的に、外国の大学との関係において教育研究交流を行ってない。更に、そのような交流を緊密化させることの適切性や必要性を、研究科全体の問題として検討の対象にしたことはない。

#### 将来の改善 改革に向けての方策

現在、日本の国際化の状況下において、外国人の日本法及び日本人の外国法に対する関心は高まり、また国際関係法に対する関心は高まっているので、特に、外国の交流協定校との間で、定期的に教員や院生を交換したり、共同研究を実施したりする研究教育交流を緊密化させることの適切性や必要性について検討する必要があるだろう。